

In transition

IFRS第17号の適用に関する最新情報

2021年10月28日

No. 2021-03

国際会計基準審議会 (IASB) が、国際財務報告基準 (IFRS) 第9号およびIFRS第17号の適用時の比較期間に生じる可能性のある一時的な分類の相違に対応するため、IFRS第17号に対する狭い範囲の修正を確認

要点

2021年10月28日、IASBは、受領したコメントレターによるフィードバックを検討し、IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第17号「保険契約」の適用開始時における比較情報の表示について、狭い範囲の修正を提案する公開草案の再審議を行いました。

公開草案では、企業に対し、IFRS第9号および第17号の適用開始時に表示される比較期間において、任意の分類上書きを適用することを認めています。この上書きは、比較期間において、企業がIFRS第9号の適用開始時に当該金融資産をどのように分類するか予想と一致する方法で、金融商品ごとに分類を行うことを認めるものです。IASBは、公開草案に対するフィードバックを受け、上書きを認める範囲をすべての金融資産に拡大しました。これには、IFRS第17号の範囲に含まれる契約に関連していない活動について保有されている金融資産が含まれます。また、この上書きは、すでにIFRS第9号を適用している企業も適用できます。

IASBは、2021年末までにIFRS第17号の修正を公表する予定です。

なお、この「In transition」における見解は、2021年10月28日のIASB会議に対するPwCの所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性があります。

背景

1. 多くの保険会社が、2023年1月1日以後に開始する事業年度にIFRS第9号とIFRS第17号の両方を初めて適用することになります。IASBは、保険会社から、比較期間に生じる可能性のある会計上のミスマッチの重大さについてフィードバックを受け取りました。このミスマッチは、IFRS第9号とIFRS第17号の移行アプローチの相違

により生じています。

2. 2021年7月28日、IASBは、IFRS第17号の狭い範囲の修正を提案する公開草案を公表しました。この修正案は、重大な会計上のミスマッチを減少させるために分類上書きのアプローチを追加するものです。修正案では、保険契約負債に関連する金融資産で、かつ、IFRS第17号と第9号の適用開始時に表示される比較期間においてIFRS第9号についての修正再表示が行われていない金融資産について、任意の分類上書きを適用することを認めていました。

10月のIASB会議で議論された項目

3. IASBは、2021年10月の会議において、受領したフィードバックに関するスタッフの予備的見解について議論を行い、修正案の最終化にあたって次のような範囲の変更を行うというスタッフの提案に同意しました。

- IFRS第17号の範囲に含まれる契約に関連しない活動に関して保有されている金融資産について、分類上書きの適用の制限を削除する。
- 企業がIFRS第17号の適用開始前にすでにIFRS第9号を適用している場合についても、IFRS第17号C29項を適用して金融資産を再指定する際に、企業が分類上書きを適用することを認めるように範囲を拡大する。

PwCの所見:

議論は分類上書きの範囲に集中しましたが、IASBは、公開草案に対するコメント回答者によって提起されたその他の問題(減損および開示を含む)も検討しました。

IASBは、公開草案で提案された分類上書きについて、金融資産の減損に関連した実質的な変更は行いませんでした。スタッフは、最終的なIFRS第17号の修正の起草において、いくつかの改善案を検討する予定です。

また、IASBは、分類上書きおよびIFRS第9号の適用開始の影響に関する追加的な開示に関するコメントについても検討しました。IASBは、追加的な開示を要求しないことを決定しました。ただし、分類上書きを適用する際に、減損の要求事項をどのように適用すると選択したのかを説明する定性的な開示の提供は要求されています。

次のステップ

4. IASBは、適切なデュー・プロセス・ステップが遵守され、IFRS第17号の修正を公表するための投票プロセスを開始することを確認しました。IASBは、IFRS第17号に移行する企業の便益のために、企業が情報収集を開始できるよう、本修正を2022年1月1日より前に最終化する必要があると指摘しました。したがって、IASBは、この狭い範囲の修正を2021年12月末までに最終化させることを目指しています。

PwCの所見:

本修正は、各法域、特に本修正に最も関連すると見込まれるヨーロッパにおいて、エンドースメント・プロセスの対象となります。ただし、エンドースメント・プロセスが完了するまでの間に適時のデータ収集が可能となるように、2022年1月1日より前に本修正を最終化することが重要であると言えます。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.